

J A F 九州地域クラブ協議会共済規定一部改定

(現行 J A F 九州地域クラブ協議会共済規定第 8 条に、下記を追加する。)

2009年4月2日改定・施行

第 8 条

5. ラリー競技会参加に関する特約

- ・ J M R C 九州共済会会員は、九州にて開催される J A F 公認ラリー競技会参加に限り本特約を申し込むことが出来る。
- ・ 競技会参加申込みの時点において、所定の申込み用紙にて 1 台につき 2, 0 0 0 円の追加会費 (1 戦毎の掛け捨て) を添えて競技会主催者に申し込む事により、当該競技会に限り本特約の適用を受ける事が出来る。
- ・ 当該ラリー競技中に発生した、会員本人が加害者となる対人身事故に対して、1 事故/1 名につき 2 0 0 万円 (死亡事故のみ 4 0 0 万円) を限度として、対人身事故被害者に見舞金を給付できるものとする。但し原則として同一会員に対し、J M R C 共同共済、又は第 8 条 1 と本特約による重複給付は行われないものとする。
- ・ 見舞金の算定は、第 8 条 1 と同様とする。
- ・ 第 8 条 4 給付金の対象に、第 8 条の 4 事故被害者(ラリー競技)を追加する。
- ・ 見舞金給付申請に関しては第 9 条と同様とするが、事故報告は事故発生後 3 0 日以内とする。また事故報告の後、傷病完治 (症状固定) 後 3 0 日以内に給付の申請を行わなければならない。
- ・ 申請に際し事故発生時の現場等の詳細図および発生状況報告書を添付すること。また調査等の取扱事務手数料を、別途徴収する場合がある。
- ・ 給付に関しては、対人身事故等の発生状況を調査の上、運営委員会の承認を必要とする。